

2020年度

岡山大学 前後半期分一括申請／後半期分授業料免除申請要領

- ※ この申請要領の対象者は、大学院生（私費外国人留学生を含む）、2019年度以前入学の学部私費外国人留学生及び2019年度以前入学の学部生のうち、高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」）において、支援対象外となる方及び支援額が現行の授業料免除制度の結果と比較して減額となる方となります。経過措置に係る授業料免除申請については、14頁をご覧ください。
- ※ 2020年度入学の学部生で、激甚災害により被災されている場合は、申請期限までのできるだけ早い時期に学生支援課 086-251-7211 へご相談ください。
- ※ 2020年度入学の学部生（外国人留学生を除く）で、授業料免除申請を希望する場合は、高等教育の修学支援新制度により手続きを行ってください。

○高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）

<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/syugakushien.html>

次の1免除対象者に該当すると認められる方に対しては、本人の申請に基づき、選考の上、予算の範囲内で授業料の全額又は半額を免除する制度がありますので、希望者はこの要領により申請してください。

授業料免除申請は、学生本人が申請者となります。学生本人が申請要領を熟読し、世帯の生計（勤務の状況や収入の状況）をしっかりと把握したうえで申請書類を準備してください。

収入等に関する申告漏れや虚偽の申請、指示された書類を指定された期限までに揃えることができない場合は、選考から除外します。

※この授業料免除申請要領では、4月から9月までの期間を前半期、10月から3月までの期間を後半期と呼びます。

1 免除対象者

次のいずれかに該当する方を免除対象者とします。（9注意事項の(7)も確認してください。）

※原則として修業年限以内の正規生であること。研究生、聴講生等の非正規生は申請できません。

- (1) 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者（令和2年度（2020年度）以降入学の学部の学生は除く。）
- (2) 授業料の各半期の開始前1年以内（後半期分申請においては2019年10月以後）において学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け授業料の納入が困難であると認められる者（令和2年度（2020年度）以降入学の学部の学生は除く。）
- (3) 「平成30年7月豪雨」、「北海道胆振東部地震」又は「令和元年台風第19号」のいずれかの激甚災害により被災した者

2 申請期間

後半期分免除申請：9月（10月新入生…10月上旬） [前半期分免除申請:3月]

日程の詳細については、後半期分申請に関しては7月下旬（後半期分申請に関しては2月中旬）に岡山大学ホームページ及び掲示にてお知らせしますので、必ず事前に申請期間を確認してください。

○申請期限は厳守とします。（学部生と大学院生では申請期間が異なります。）

※急病により受付期間中に持参できない場合は、必ず受付期間内に学生支援課に連絡してください。
受付期間終了後の申し出は受理しません。

○気象警報等により授業が休講になった場合は、授業料免除の受付を休止します。

○前半期分授業料免除と後半期分授業料免除で、それぞれ別々に申請が必要ですが、一定条件を満たす申請者については、「前後半期一括申請」が可能です（以下3を参照してください）。

3 「前後半期一括申請」について

一定条件を満たす申請者については、前半期分及び後半期分の授業料免除を一括して申請（以下、「前後半期一括申請」という。）することができます。

前後半期一括申請は、前半期の授業料免除等申請時に「前後半期一括申請」を選択した場合、後半期分についても免除等申請を受け付ける制度です。この場合、原則として後半期時点での申請は不要

です。（但し、一括申請をしても、後半期分の申請期間に追加提出が必要な書類があります。一括申請に必要な条件や追加提出が必要な書類の詳細は、この申請要領でよく確認をしてください。また、授業料免除の選考は前半期分、後半期分の各半期で行いますので、前半期分と後半期分で免除の結果が異なることがあります。）※10月入学の方は、前後半期一括申請の対象となりません。

【一括申請の条件】

申請は、前後半期ともに申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）に変更がない方のみが対象となり、以下①～④に該当する場合は、前後半期一括申請はできません。また、前半期の申請結果が「不許可」の場合は、一括申請の対象となりません。

- ① 前半期と後半期で申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）が少しずつ変わる見込みがある場合
- ② 年度途中で卒業・修了予定の場合
- ③ 年度途中（後半期）から、初めて最短修業年限を超えて在学することとなる場合
- ④ 年度内に休学・退学を予定している場合

【一括申請者の追加提出必要書類（後半期分申請時）】

次の①～④（ただし、学部学生は①～⑤）を後半期分申請期間内【できる限り事前受付期間内】に、授業料免除担当窓口へ提出してください。【期限厳守】

- ①前半期申請時に提出した様式1－②「家庭状況調査」のコピーの署名欄に、学生番号、氏名をペンで記入したもの。
- ②長3形封筒（120mm×234mm）に84円分の切手を貼り、返信用住所・氏名、学生番号を明記したもの。
- ③2020年度（2019年分）所得・課税証明書
5ページ「9. 所得・課税証明書」に記載のとおり、提出してください。
- ④「所得・課税証明書の提出者一覧」（黄色い紙）
- ⑤【学部学生のみ】既に新制度における給付奨学生として採用されている方は、新制度における給付奨学金の奨学生証（コピー）を提出してください。
新制度に申請していない方（支援対象外であった方を含む。）、または、現在申請中の方は、以下の2点を提出してください。
詳細は、14ページを参照してください。
 - 新制度におけるJASSOシミュレーション結果（保護者向け）
 - 経過措置に係る授業料免除申請調書

【前後半期一括申請上の注意事項】

- ① 申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）に変更が生じた場合は、後半期分申請受付開始までに「前後半期一括申請変更申立書」を提出のうえ、改めて後半期分の申請をする必要があります。変更が生じたにもかかわらず、後半期分の申請がなかったことが後日判明した場合は、一括申請は無効となり、後半期分の授業料免除を受けることはできません。免除決定後に、変更申立てが必要であったことが判明した場合も、免除許可取り消しとなります。
- ②申請書記載事項に虚偽不正の事実がある場合は、「岡山大学授業料免除及び徴収猶予等取扱規程」第14条により、その許可を取り消します。
- ③前後半期一括申請が認められた場合でも、選考は半期ごとに行ないます。前後半期一括で免除が認められるわけではないので、注意願います。

※後半期分授業料免除申請の要否については、15頁のフロー図「2020年度授業料免除申請の要否について」で確認をしてください。「前後半期一括申請変更申立書」は学生支援課授業料免除担当窓口でお渡しします。（夜間主・鹿田地区は、各教務担当窓口）

※不利益を被ることのないよう、十分確認をしたうえで申請手続きをしてください。

4 申請書類の提出先

所 属 学 部 ・ 研 究 科 等	担 当
文学部、教育学部、法学部（夜間主コース除く）、 経済学部（夜間主コース除く）、理学部、薬学部、工学部、 環境理工学部、農学部、マッチングプログラムコース、 グローバル・ディスカバリー・プログラム、 教育学研究科、社会文化科学研究科、自然科学研究科、 医歯薬学総合研究科（薬学系）、環境生命科学研究科、 ヘルスシステム統合科学研究科、法務研究科、特別支援 教育特別専攻科、養護教諭特別別科	〒700-8530 岡山市北区津島中2-1-1 岡山大学学務部学生支援課 TEL : 086-251-7211 ※受付場所は、受付日程の掲示を確認してください。
医学部医学科・保健学科、歯学部	〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1 医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 学生支援担当 TEL : 086-235-6589
保健学研究科	〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1 医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 保健学科・保健学研究科担当 TEL : 086-235-7984
医歯薬学総合研究科 博士課程（医学系）、修士課程（医学系・歯学系）	〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1 医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 大学院担当 TEL : 086-235-7986
医歯薬学総合研究科 博士課程（歯学系）	〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1 医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 歯学部担当 TEL : 086-235-6627
法学部（夜間主コース） 経済学部（夜間主コース）	〒700-8530 岡山市北区津島中3-1-1 社会文化科学研究科等事務部 学部教務学生グループ 夜間主コース担当 TEL 086-251-7371

5 申請書類の提出方法

原則として、担当窓口まで**学生本人が直接持参してください。（マスクの着用が必要です。）**学生本人に面談により、記載された事項（世帯構成や家計状況等）を確認します。

指定された提出期間に持参できない場合は、事前に持参してください。特に申請期間中に岡山を離れるような場合は、日数に余裕をもって持参してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の現況にかんがみ、**今回は、郵送による提出も可とします。**

郵送する際は、必ず、レターパックライトを使用することとし、普通郵便や学内便によるものは不可とします。（レターパックライト（370円）は、郵便局のほかローソンで購入可能です。）

申請書提出後に、不足書類や確認事項がある場合は、申請書に記載のある電話番号か、大学が付与したGメールアドレスへ連絡をしますので、速やかに対応してください。**不足書類に関する連絡が取れない場合や、期限までに必要書類の提出がない場合は、選考の対象外となります。**

6 選考結果の決定時期

後半期分免除申請：12月中旬から下旬（予定） [前半期分免除申請：7月中旬から下旬（予定）]

免除申請の結果（全額免除・半額免除・不許可）が決定するまでは、授業料の納入は猶与されます。

免除選考の結果通知は、郵送により申請者本人あてに送付します。結果が不許可の場合は理由を付記します。

半額免除及び不許可の場合は、授業料納入に関する案内を同封します。該当の授業料を指定された期限までに納入してください。

7 その 他

- 必ず、9**注意事項**（10～13頁）をよく読んで申請してください。

・大学が付与しているGメールでの連絡について

免除申請に関する連絡を、大学が付与しているGメールアドレスあてに行いますので、普段使っているメールアドレスに転送する等の設定をし、必ず受信できるようにしておいてください。

・独立生計者について

大学院に在学する方、並びに学部学生で婚姻している方、社会人としての経歴を経て入学した方又はその他特別の事情のある方のうち、下記の条件全てに該当する方については、独立生計者（父母等を含めない世帯）と認定することができるので、必要書類を添付のうえ、申請してください。

なお、独立生計者として認められない場合もありますので、初めて独立生計者として申請を希望する時は、独立生計者の世帯として申請する場合に必要な書類とともに、父母等の家族を含めた世帯で申請する場合に必要となる書類も併せて提出してください。

独立生計者の条件（①～④のすべてに該当していること）

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ② 父母等と別居している者（二世帯住宅等では、別居とは認定できません。）
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得・課税証明書が発行される者
- ④ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が被保険者となる健康保険証を持つ者又は本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が世帯主として国民健康保険証を持つ者

（注1）昨年及び今年中において、独立した家計を営むだけの収入（見込み）があること。

「昨年の実績がない者」、「今年の見通しの立っていない者」、「衣食住にかかる費用を主として父母等からの援助（送金や住居の提供）等で賄う者」等は、独立生計者とは認定できません。（私費外国人留学生を除く）

（注2）「昨年の実績がない者」でも特例として「定職についていた場合」は、独立生計者として認めることができます。

8 提出書類 次の1～9の書類を提出してください。

※ 提出された申請書類は、貸出・閲覧等できません。提出前に必ずコピーを取って保管してください。

提出書類	留意事項
1. 授業料免除申請書（様式1-①）	記入要領及び10ページの9注意事項(3)を参照し、生計を同じくする人について、申請者本人が記入してください。 ※記入漏れが無いことをよく確認してください
2. 家庭状況調書（様式1-②）	
3. 収入状況等申告書（様式2）	奨学金受給を証明するもの及び昨年のアルバイト収入を確認できる書類を提出してください。 ※記入漏れが無いことをよく確認してください ※昨年度の奨学金受給を証明するものは、2020年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。
4. 収入に関する書類	
5. 特別控除等に関する書類	
6. その他の書類	
7. 申請内容確認用紙（様式99）	申請内容に間違いが無いことを家計支持者に確認してもらい、 <u>（家計支持者の）署名のうえ</u> 提出ください。※各申請書類の「家計支持者」を統一してください。
8. 切手（84円分） (申請結果通知の送付用)	受付時に専用の封筒をお渡しますが、郵送により申請する場合は、ご自身で長3形封筒（120mm×234mm）をご用意ください。 84円分の切手を貼り、学生本人の氏名・学生番号と <u>決定時期に確実に受け取れる住所</u> を記入してください。ただし、留学生宿舎、女子寮、学内研究室を宛先とする場合は、切手を貼付しないでください。 ※9注意事項の(7)その他②をよく確認してください。

9. 所得・課税証明書 ……2020年度（2019年分）のもの（コピー不可）

2020年度（2019年分）の所得・課税証明書は、2020年5月～6月上旬に、各市区町村役場で発行されます。後半期分の免除申請では、他の申請書類と同時に提出してください。

【重要】

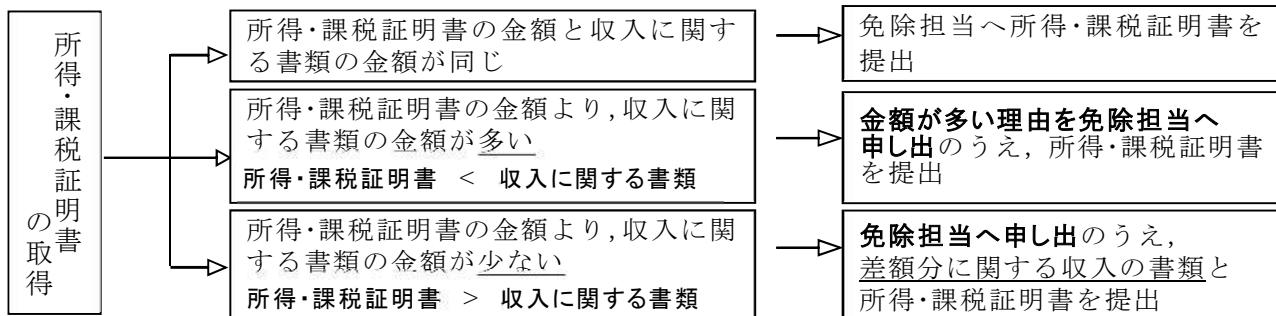
- 同一生計のうち、父母（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者（例えば祖父母等））について、証明書が必要。申請者である学生本人分も必要です。（ただし、学部学生で独立生計者でない場合、申請した学生本人分の証明書は不要）
- 兄弟姉妹については、提出不要です。
- 父母（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者）については、所得のない方（主婦・家事手伝い及び高齢者等）も提出が必要です。「0円」又は「課税台帳に記載なし」等の証明が必要です。
- 提出のない場合は、書類不備として選考から除外します。

所得・課税証明書提出時の注意事項【必ず、以下の内容を確認し、必要な対応後に提出をしてください。】

「2020年度（2019年分）所得・課税証明書」の金額は、「2019年の収入に関する書類（源泉徴収票や確定申告書等）」の金額と基本的には一致します。

所得・課税証明書の金額と収入に関する書類の金額に違いがないか確認して提出してください。
所得・課税証明書の金額の内訳が不明の場合は、発行元の各市区町村役場にて確認してください。

※年金については、金額改訂があった場合、振込通知書から計算した金額と所得・課税証明書の金額は一致しません。



※ 「9. 所得・課税証明書」と「4. 収入に関する書類（源泉徴収票や確定申告書等）」は、どちらも提出が必要です。

（例）本人（大学院生・アルバイトなし）、父（自営業）、母（パート）、祖母（年金受給中）の世帯の場合

本人：所得・課税証明書 父：確定申告書等コピー + 所得・課税証明書
母：源泉徴収票コピー + 所得・課税証明書 祖母：提出不要

※ 所得・課税証明書に記載の金額に関する源泉徴収票や確定申告書等の資料が無い場合、選考から除外する場合があります。

※ 祖父母等が、父母ともいない場合の父母に代わる家計支持者でない場合は、源泉徴収票や確定申告書等の提出は不要です。

- 収入に関する必要書類 (所得・課税証明書とともに該当する必要書類を提出してください。)
- 学生本人と父母 (父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者) に、下記の区分に該当する収入を得た人がいる場合、全ての収入に関し、該当者全員について必要書類を提出してください。
- ※ 2020年度から新たに得ることとなる収入(就職や年金の受給開始等)についても申告して書類を提出してください。

区分	必 要 書 類	発 行 機 関 等
		勤 務 先 等
給与所得として区分されるもの	<p>○2019年分の源泉徴収票(写)</p> <p>※2020年前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2019年中の全ての給与収入</u>(アルバイトも含む)に関する源泉徴収票を提出してください。 ※ 様式(別紙1)に貼り付けて提出してください。 ※ 岡山大学でのTA・RA等に関しても提出が必要です。 ・ <u>源泉徴収票が無い場合</u>: 源泉徴収票の発行を勤務先に依頼するか又は<u>給与等支払証明書(様式12)</u>による証明を勤務先に依頼する。 ・ 給与明細等を源泉徴収票の代わりとすることはできません。 ・ 「支払調書」で示される収入は、原則として「給与所得以外の所得」として扱います。 ・ <u>個人宅での家庭教師</u>についても<u>給与等支払証明書(様式12)</u>による証明を提出してください。個人宅での家庭教師は、原則として「給与所得以外の所得」となります。 ・ 学部学生で独立生計者でない場合、本人分のアルバイトについては提出不要です <p>以下のものは、該当する場合に、<u>源泉徴収票とともに提出してください。(定職・アルバイトとともに提出が必要です。)</u></p> <p>○給与等支給(見込)証明書(様式4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時現在(後半期分申請では10月1日)の勤務が<u>2019年1月以降に採用されたもの</u>である場合(雇用形態が変更となった場合も含む)提出が必要です。 (2020年10月中に採用となる勤務についても提出してください。) ・ 申請時現在に退職している勤務については不要です。 ・ <u>2020年度</u>に岡山大学でTAやRAをしている人は、9 <u>注意事項</u>(6)の書類を提出してください。 ・ 独立生計者ではない場合:申請者本人のアルバイトに関する証明書(様式4)は不要です。 (定職のある申請者がアルバイトも行う場合は、定職とアルバイトの両方について証明書が必要です。) <p>○退職に関する証明書(様式5)</p> <p>※2020年前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の期間以降に退職(定職・アルバイトともに)したことがある場合、提出が必要です。 退職した勤務先にて本様式での証明書の作成を依頼し、提出してください。 <u>後半期分授業料免除申請:2019年10月以降の退職</u> 入学料免除申請に添付する場合 2020年10月入学: <u>2019年9月以降の退職</u> (徴収猶予申請含む) ・ <u>申請者本人のアルバイト</u>については不要です。 (独立生計者については、本人のアルバイトでも提出を求める場合があります。) <p>※ 岡山大学病院における申請者本人の医員(レジデント又は研修医)に関する証明書(様式4・様式5)については、収入状況等申告書(様式2)に「定職」として記載のうえ、教務担当に申し出てください。</p> <p>※ 公立の小・中・高等学校における講師・非常勤講師等の勤務に関する証明書(様式4・様式5)は、管轄の教育委員会に発行を依頼してください。</p>	

区分	必要書類	発行機関等
給与所得として区分されるもの	年金・恩給 (個人年金保険を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○年金受給一覧表(様式6) ○年金支払(振込)通知書(写) } どちらか、より最新(直近)のもの。 または 年金改定通知書(写) } ※源泉徴収票では不可 ・複数の年金を受給している場合は、<u>全ての年金について</u>提出してください。 ・遺族年金、障害年金、農業者年金、恩給、個人年金等も含みます。 ・2020年10月から受給開始の年金も含みます。
	失業給付金	○雇用保険受給資格者証(一面と三面)(写)
	傷病手当金	○傷病手当金支給決定通知書(写)
	生活扶助料 (生活保護世帯)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護決定(変更)通知書(写) 又は 生活保護費支給通知書(写) ・扶助される金額がわかるもの <p>※ 生活保護世帯は、学力基準が緩和されて選考されます。</p>

区分	必要書類	発行機関等
給与所得以外の所得として区分されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ■確定申告をしている場合 <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年分(2019年分)確定申告書(控)(写) <ul style="list-style-type: none"> ・税務署の受付印のあるものが望ましい。 ○確定申告書に添付の決算書(写) または 収支内訳書(写) ■市民税・県民税の申告をしている場合 <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度(2020年度)市民税・県民税申告書(控)(写) <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村役場の受付印のあるものが望ましい。 <p>【2019年1月以降に開業・転業した場合】</p> <p>上記の「確定申告書」、「市民税・県民税申告書」に併せて、次の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給与所得以外の所得(見込)申立書(様式7) 	税務署 市区町村役場
無職者	<ul style="list-style-type: none"> ○無職等の申立書(様式8) <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険(失業手当)受給中の方、専業主婦(家計支持者が別にいる場合)、60歳以上の方は除きます。 ・主たる家計支持者が長期にわたって無職無収入の場合「事情聴取調書」(様式3)の提出を求めることができます。 	家計支持者

■ 特別控除等に関する必要書類

以下の区分に該当する場合は、様式1-②「家庭状況調書」の特別控除関係欄に必要事項を記入のうえ、該当の必要書類を提出してください。

区分	必要書類	発行機関等
高校生以上の就学者 (申請者本人を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○在学証明書 又は 生徒(学生)証(写) ※2020年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請時現在(前半期分免除申請では2020年4月)以降に進学する就学者に関しては、進学後に提出してください。 ※10月の新入学は、10月1日開始として記入をしてください。 ・A4より小さい場合は(別紙2)に貼り付けてください。 	在学校
母子・父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子世帯申立書(様式9) ○住民票('世帯全員のもの'と記載されたもの)【該当世帯のみ】(様式9を参照) <ul style="list-style-type: none"> ・直近3ヶ月以内のもので最新の状況のもの。 ・申請書提出以降、住民票に変更のある場合は、最新のものを再度提出してください。 	
本人または学資負担者の被災	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書(被害内容が記載されたもの) ※2020年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 ○修理費等の領収書(写)…特別控除を希望する場合のみ <ul style="list-style-type: none"> ※できる限り、確定申告で雑損控除したうえで、その確定申告書(控)(写)を提出してください。 ※「平成30年7月豪雨」、「北海道胆振東部地震」、「令和元年台風第19号」により家計支持者が被災した場合は、<u>9注意事項(5)風水害等の被害を受けた世帯について</u>をご覧ください。 	市区町村役場 消防署 建築業者等

以下の区分の特別控除を希望する場合は、様式1-②「家庭状況調書」の特別控除関係欄に必要事項を記入のうえ、必要書類を提出してください。 区分に該当する方がいても、特別控除を希望しない場合は提出不要です。

注意：「家庭状況調書」の特別控除関係欄に必要事項を記入されていない場合は控除されないことがあります。

区分	必要書類	発行機関等
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳(写)等 ※2020年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 	
長期療養者	<ul style="list-style-type: none"> ○「療養費証明書」(様式10) <p>長期療養費(特別控除)の希望がある場合は、<u>病院・施設・薬局等に願い出て「療養費証明書」(様式10)に記入をしてもらい、証明を受けたものを提出してください。</u>証明を受けた場合は医療費に関して診断書・領収書の提出は不要です。証明を受けられなかった場合は、自身で「療養費証明書」の所定欄に記入し、以下の診断書(様式10-①)又は要介護認定通知(写)等(原本)と領収書(写)を併せて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●診断書(様式10-①)又は要介護認定通知(写)等 <ul style="list-style-type: none"> ・同一病名で複数の病院を受診している場合は、附記欄に受診歴のある医療機関名を記載してもらってください。 ●医療費の領収書(写)及びその医療費に対し補填を受けた時はその支払明細書(写) <ul style="list-style-type: none"> ・領収書等は、各自で整理のうえ(別紙2)に月毎、月順に貼り付けてください。整理されていないもの、病院名が不明なもの、不鮮明なものは控除の対象とすることができない場合があります。 ※「長期療養者」の区分で特別控除を受ける場合は、<u>前後半期授業料免除一括申請の対象となりません。</u> 	医療機関 市区町村役場

■ その他の書類 次の区分に該当する場合は、該当の必要書類を提出してください。

区分	必要書類	発行機関等
独立生計者	<ul style="list-style-type: none"> ○事情聴取調書(様式3) ○住民票(「<u>世帯全員のもの</u>」と記載されたもの) <ul style="list-style-type: none"> ・直近3ヶ月以内のもので最新の状況のもの ○健康保険証(写) <ul style="list-style-type: none"> ・本人(配偶者を含む)が被保険者であるもの ※ 4ページ6その他 独立生計者の条件④を確認してください。 ○父母の源泉徴収票(写)又は確定申告書(控)(写)等 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>所得税法上</u>、父母の扶養親族でないことが証明できるもの ※ 父母の源泉徴収票に扶養親族として申請者本人が記載されている場合は、<u>所得税法上の扶養親族から外す手続</u>をしたことを確認できる書類(「<u>給与所得者の扶養控除等(異動)申告書</u>」等)が必要です。【<u>健康保険での扶養異動の手續</u>とは別の手續です。】 	
奨学生受給者 〔本人及び配偶者が、2019年度及び2020年度に受給している場合〕 ・ 日本学生支援機構修学支援新制度の給付奨学生 ・ 日本学生支援機構旧給付奨学生	<ul style="list-style-type: none"> ○2019年度及び2020年度の受給額等のわかるもの ※2020年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 【独立生計者以外】給付型の奨学生(返還不要の奨学生)の奨学生証(写)等 【独立生計者】給付型の奨学生(返還不要の奨学生)の奨学生証(写)等及び貸与型の奨学生(返還が必要な奨学生)の奨学生証(写)等 ※ 独立生計者については、前年度に受給した給付型の奨学生と貸与型の奨学生の両方を算入するため、前年度の奨学生の受給状況により、前回の申請結果と異なる結果となる場合があります。 ※ 高校生の時に受給していた奨学生及び岡山大学が独自の制度により給付する奨学生については、添付不要です。 ※ 日本学生支援機構「旧給付奨学生」の採用者について(2019年度以前入学の給付奨学生のうち、新制度に申請していない方) 日本学生支援機構の旧給付奨学生が、経過措置に係る授業料免除申請時に提出を必要とする書類は、「<u>授業料免除申請書</u>」、「<u>家庭状況調査</u>」、「<u>(旧)給付奨学生証</u>」(写)及び<u>(授業料免除)結果通知用封筒(84円分の切手を貼付)</u>のみとし、その他は提出不要とします。 	奨学団体
家計支持者が預貯金や他の人からの送金で生活を賄っている場合	<ul style="list-style-type: none"> ○送金の金額等がわかるもの 又は 通帳(写)等 <ul style="list-style-type: none"> ・家計支持者が、預貯金や他の人からの送金で生活を賄っている場合に必要です。通帳の名義と申請前1年間の送金や蓄えがわかるものを提出して下さい。 ・両親等の家計支持者から別居(下宿)していても、<u>被扶養者となっている申請者</u>については不要 	
学資負担者の死亡 〔各半期の開始前1年内の死亡〕	<ul style="list-style-type: none"> ○除籍抄本、死亡診断書、埋葬許可書のコピー いずれか1つ ○死亡された方が学資負担者であったことが確認できる書類(所得・課税証明書、源泉徴収票等) ※いずれも、2020年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 	市区町村役場医療機関
特別な事情による修業年限超過者等	<ul style="list-style-type: none"> ○授業料免除申請対象事由調査書 <ul style="list-style-type: none"> ・該当者は、事前に学生支援課(086-251-7211)へ申し出てください。 	

区分	必要書類	発行機関等
特に説明を要する場合	○申立書(様式11)	
その他	○大学が必要と認めた書類	

9 注意事項

(1) 授業料免除申請は、申請者数や予算額により結果が変わります。

世帯や家計に変更が無い場合でも、前回の免除申請の結果と異なる結果となることがあります。

前半期分の授業料免除申請の結果が「不許可」の場合、後半期分の授業料免除申請においても、ほとんどの場合、同様の結果となります。

ただし、次のような場合はこの限りではありません。

○10月1日現在(後半期分申請時)の家計の状況が、前半期の基準日より後に変化している場合

○申請内容が正しくなかったことが原因で「不許可」となった場合

○修得単位数不足が原因の場合

なお、前後半期一括申請をする場合は、3「前後半期一括申請」について(1頁)を熟読し、必要な手続きをしてください。申請内容(家計状況・家族状況・就学状況等)に変更(予定)がある場合等は、前後半期一括申請の対象となりませんので、よく確認をし、必要な手続き漏れ等による不利益を被ることのないよう注意してください。

また、前半期分の申請結果が「不許可」の場合は、前後半期一括申請の対象なりません。

(2) 授業料免除は学力基準と家計基準をもって選考します。

家計は、給与収入、自営所得、年金収入、手当収入、奨学金等その他の様々な収入を含めて評価します。給与収入や自営所得等は、前年の金額をもとに計算しますが、前年の1月以降に開始した勤務に関する収入については別に計算します。

なお、退職等によらない収入額の減少(給与の減額や休業等)については、原則として考慮されません。

(3) ① 申請書類は、家庭状況をよく確認し、原則として、後半期分申請では10月1日現在(予定)[前半期分申請では4月1日現在(予定)]の状況を申請者本人が記入し準備してください。

※ ペン又はボールペンで記入し、修正液は使用しないこと。(2重線を引いて訂正すること)

摩擦により文字を消すことができるペン(フリクションペン等)での記入は認められません。

また、別の用途で使用した裏紙に印刷した書類は受付できません。申請書は、様式番号毎に印刷をし、記入をしてください。(異なる様式番号のものを両面印刷しないでください。)

② 本人及び家族のうち父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)については、2019年1月以降の全ての勤務状況(就職及び退職)・収入状況を申告し、必要な証明書を添付してください。

※ 2019年1月以降に就職と退職が繰り返されている場合、勤務状況を説明できるように把握してください。

※ 昨年には無かった収入でも、免除申請する年度から得ることとなる収入(就職や年金の受給開始等)についても、必ず申告してください。

③ 同居・別居を問わず、生計を同じくする人について記載し、必要な書類を揃えてください。

※ 但し、収入に関する欄については、同居している家族のうち、父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)のもののみを記入してください。

④ 申請理由や家計状況が不明な申請は受け付けできません。

不足書類が多い場合も受け付けできないことがあります。ただし、申請期間に揃えることができない書類がある場合、受付時にその旨を申し出てください。その場合、間に合わない書類のみ後日追加で提出していただきます。（例えば、免除申請書類の提出時に確定申告をまだ行っていない場合や、9月末の退職予定、10月からの進学や就職予定の家族がいる場合など）。10月の新入学や新たな就職については、10月1日開始として記入をしてください。

⑤ 申請書類の提出後、状況に変更が生じた場合は、速やかに申し出て申請内容の訂正をしてください。（例えば、10月中に新たに勤務を開始した人がいる場合や、通学区分が変わった場合等）

※ 申請内容に未申告の内容が判明した場合や、それらに関する書類（源泉徴収票や給与支給（見込）証明書等）を指示された期限までに提出できない場合には、選考から除外することがあります。

また、免除決定までに休学等の身上異動がある場合は、速やかに申し出てください。（年度内に休学・退学を予定している場合は、前後半期一括申請はできません。）

⑥ 提出前の書類点検は行いません。

申請要領やホームページに掲載している内容を確認したうえで、不明なことがあれば質問してください。

(4) 提出された書類の閲覧や貸出はしません。

授業料免除申請で提出する全ての書類は、提出前に必ずコピーを取っておいてください。

なお、後半期分授業料免除申請でコピーをした書類は、次年度前半期分授業料免除申請に利用できるものもありますので、必ずコピーを保管しておいてください。

また、一括申請が認められた場合は、前半期に提出した「家庭状況調査」（様式1-②のコピー）の提出が必要です。

注意 不鮮明なコピー（文字が薄くて判読出来ない等）では、次の申請時に提出されても受理できないことがあります。コピー濃度の調節や、カラーコピーで保存するなどして、必ず、内容が読み取れるよう鮮明なコピーを保存してください。

「退職に関する証明書」等は、次の申請でも提出が必要になる場合があります。必ずコピーを保存しておいてください。

次のものは、次年度前半期分の免除申請においても、必ず新規に作成してください。

- | | |
|--|------------------------|
| ・(様式1-①)授業料免除申請書 | ・(様式1-②)家庭状況調査 |
| ・(様式2)収入状況等申告書 | ・(様式3)事情聴取調査 |
| ・(様式4)給与等支給(見込)証明書 | ・(様式6)年金受給一覧表 |
| ・各種申立書 | |
| (様式7)給与所得以外の所得(見込)申立書、(様式8)無職等の申立書、(様式9)母子・父子世帯申立書、(様式11)申立書 | |
| ・「療養費証明書」(様式10) | ・(様式10-①)診断書(長期療養者控除用) |
| ・その他 後半期分申請時から状況が変化し内容が変わる書類(療養費等内訳表等) | |

(5) 風水害等の被害を受けた世帯について

授業料納期前1年以内に風水害等の災害を受け、前年分確定申告で雑損控除の申告をした場合には、その雑損控除額を世帯の総収入金額から特別控除できますので、特別控除を希望する場合は、できる限り確定申告を行ってください。

確定申告を行わない場合には、住宅や家財等について、災害によって生じた修理費等を証明する領収書(写)等が必要となります。また、保険・損害賠償等で補填された場合は、控除金額から除きます。(修理費等の全額が控除されるわけではありません。)

なお、政府が指定した大規模・広範囲な災害(激甚災害)により被災した世帯については、災

害から1年以内の免除申請においては1,600,000円、被災から1年を超えた免除申請においては、被災状況が半壊以上であった世帯について、当該免除申請より前1年に支出した修繕費等に相当する額が控除されます。（できる限り、確定申告を行ってください。）

※「平成30年7月豪雨」、「北海道胆振東部地震」、「令和元年台風第19号」により家計支持者が被災した方へ

- ・被災状況が半壊以上の世帯については、家計評価額の算出において、特別控除により、総収入額を控除します。
- ・申請時に提出を必要とする書類は、「授業料免除申請書」、「家庭状況調書」、「(半壊以上の記載がある)罹災証明書」（写）及び（授業料免除）結果通知用封筒（84円分の切手を貼付）です。

（6）TA（ティーチング・アシスタント）やRA（リサーチ・アシスタント）について

岡山大学でのTAやRAもアルバイトとして扱いますので、2019年中にTAやRAとして採用されていた方は、源泉徴収票を提出してください。

独立生計者及び外国人留学生は、2020年度に、TAやRAとして採用されている場合、アルバイト収入の必要書類として次の（ア）及び（イ）の書類と一緒に提出してください。

- （ア）人事異動通知書（写）：採用期間や時間単価のわかる書類
- （イ）勤務態様調書（写）：勤務予定総時間数及び月ごとの勤務時間数のわかる書類

（7）その他

①免除申請のできる年数 及び 留年者等について

授業料免除は、原則として修業年限以内しか申請できません。在学中に休学した場合であっても、その休学期間を含めて修業年限の年数しか申請できません。

例）2017年4月に4年制学部に入学した方は、2020年度までしか免除申請できません。途中の1年間を休学した場合であっても、原則として2020年度まで（入学から4年間）しか免除申請できません。

ただし、在学中の留学や病気等による休学をした等の特別な事情により、修業年限を超えて免除申請を希望する場合は、申請そのものが可能であるかどうかの審査を経たうえで申請できる場合があります。また、同一年次に留まっている場合（留年や進級出来なかった場合等）は、原則として、免除の申請はできません。（留学や病気等による休学等の場合を除く。）

②免除結果通知用封筒について

受付時に免除結果通知用の封筒（岡山大学様式）をお渡しします。決定時期に確実に受け取れる住所と学生本人の氏名と学生番号を記入し、申請書類とともに持参した84円分の切手を貼付してください。（留学生宿舎、女子寮、学内研究室を宛先とする場合は、学内便で送付するため、部屋場暗号まで明記の上、切手は貼らないでください。）

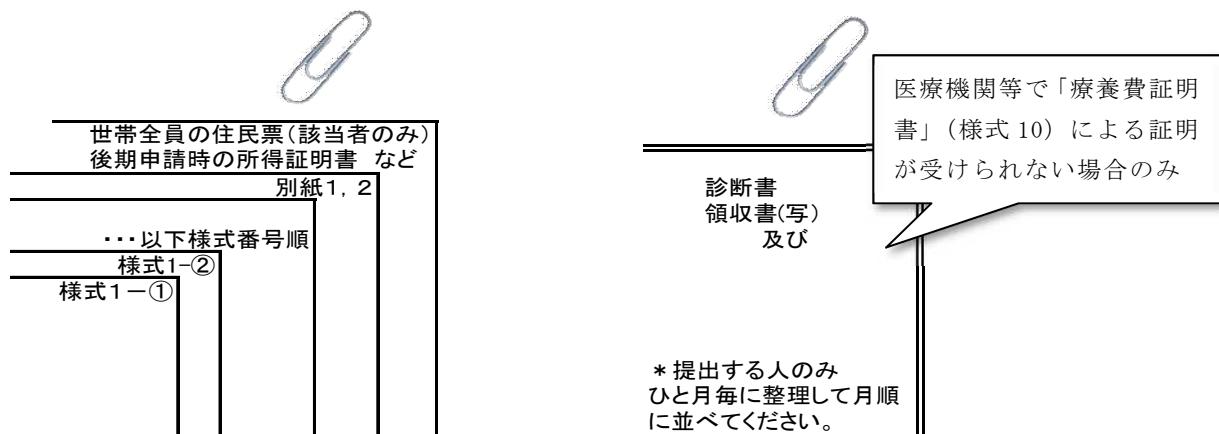
- 決定時期は、後半期分免除申請：12月中旬から下旬〔前半期分免除申請：7月中旬から下旬〕です。それまでに転居予定の場合は、必ず前月の末日までに申し出てください。
- 学内研究室を宛先とする場合は、必ず、学部・研究科名、講座・研究室(研究所・センター名)名、指導教員氏名、申請者氏名を記入してください。
- 宛先は「・・・様」としてください。（「行」「宛」等を記入された場合は、訂正しません。）また、家計支持者の名前ではなく、必ず学生本人の氏名を宛名としてください。実家へ送付する場合は、必ず、家計支持者等の氏名を「〇〇様方」と併記してください。
- 前後半期一括申請の場合の通知用封筒については、本要領2頁の【一括申請者の追加提出必要書類（後半期申請時）】で確認してください。

③提出時の書類の並べ方について

提出時には、書類を様式番号順に並べて、所定様式以外のものは最後につけてください。

医療機関等で、「療養費証明書」（様式10）による証明書が受けられず、長期療養者の「診断書」（様式10-①）と領収書（写）を提出する場合は、月ごとに見やすく整理して、別にクリップ止めをしてください。

※長期療養費の特別控除は、できる限り（様式10）で提出してください。



授業料免除申請時に提出していただく皆さんの個人情報については、授業料免除の選考以外の目的に利用することはありません。

提出していただく個人情報は、データ入力および帳票出力の目的で業務委託いたしますが、受託業者が個人情報を法令および本学との契約に則り取り扱うよう厳正に管理いたします。

【高等教育の修学支援新制度導入に伴う経過措置に係る授業料免除について】

※令和2年度以降（2020年4月以降）入学の学部生は、本経過措置の対象となりません。

■経過措置に係る現行の授業料免除（本学独自制度）の対象者について

- ・新制度による支援対象外となる 2019年度以前入学の学部生
- ・新制度において（現行制度と比較すると）授業料免除が減額となる 2019年度以前入学の学部生

※被災学生（激甚災害被災により、国からの支援対象となる学生）については現行の授業料免除制度により免除申請を受け付けますが、新制度の支援対象となる場合は、新制度における手続きも必要です。

※新制度の免除対象となりうる（新制度の支援対象要件を満たす）方については、新制度での免除申請がなければ、経過措置に係る現行の授業料免除申請の対象となりません。必ず、新制度での手続きを行ったうえで、現行の授業料免除申請も行ってください。

■経過措置に係る現行の授業料免除（本学独自制度）の申請方法について

既に新制度における給付奨学生として採用されている方は、申請時に、新制度における給付奨学生証（写）を提出してください。（本申請要領の9ページを参照。）

新制度に申請していない方又は現在申請中の方は、新制度における日本学生支援機構（以下「JASSO」）シミュレーションの結果、支援が満額以外の場合は、以下の①及び②の書類を添えて、現行の授業料免除制度による申請を行ってください。（現行の家計基準及び学力基準による選考を行います。）

【経過措置に係る現行の授業料免除申請に必要な書類】

- ① 新制度におけるJASSOシミュレーションの結果を印刷したもの

【重要】必ず（保護者向け）のものを印刷してください。

- ・右上に学生番号、氏名を記入したものを提出してください。
- ・「支援なし」の場合も提出が必要です。

- ② 「経過措置に係る授業料免除申請調書」

様式は、本学HPからダウンロードしてください。

http://www.okayama-u.ac.jp/tp/life/shien-jmenjyo_nittei_2020ss.html

- ③ 現行の授業料免除申請書類一式

■経過措置に係る現行の授業料免除（本学独自制度）の選考等

経過措置により、現行の「岡山大学授業料免除基準」に基づき選考を行います。

その結果、JASSO認定の免除額を現行免除の結果が上回る場合（【例】全額免除（現行）：2/3・1/3（新制度）、半額免除（現行）：1/3（新制度））は、その差額分を免除します。

※ 現行の免除基準に不適格の場合は、現行免除の結果は不許可となり、新制度の支援分のみが免除されます。また、現行免除の結果、新制度の免除額の方が大きかった場合も、新制度免除の支援分のみが免除されます。

※ 経過措置の状況（新制度の免除区分）により、2種類の授業料免除結果通知（新制度分、経過措置分）が届きます。

■経過措置や現行の授業料免除（本学独自制度）に関する問い合わせ先（平日 8:30-17:00）

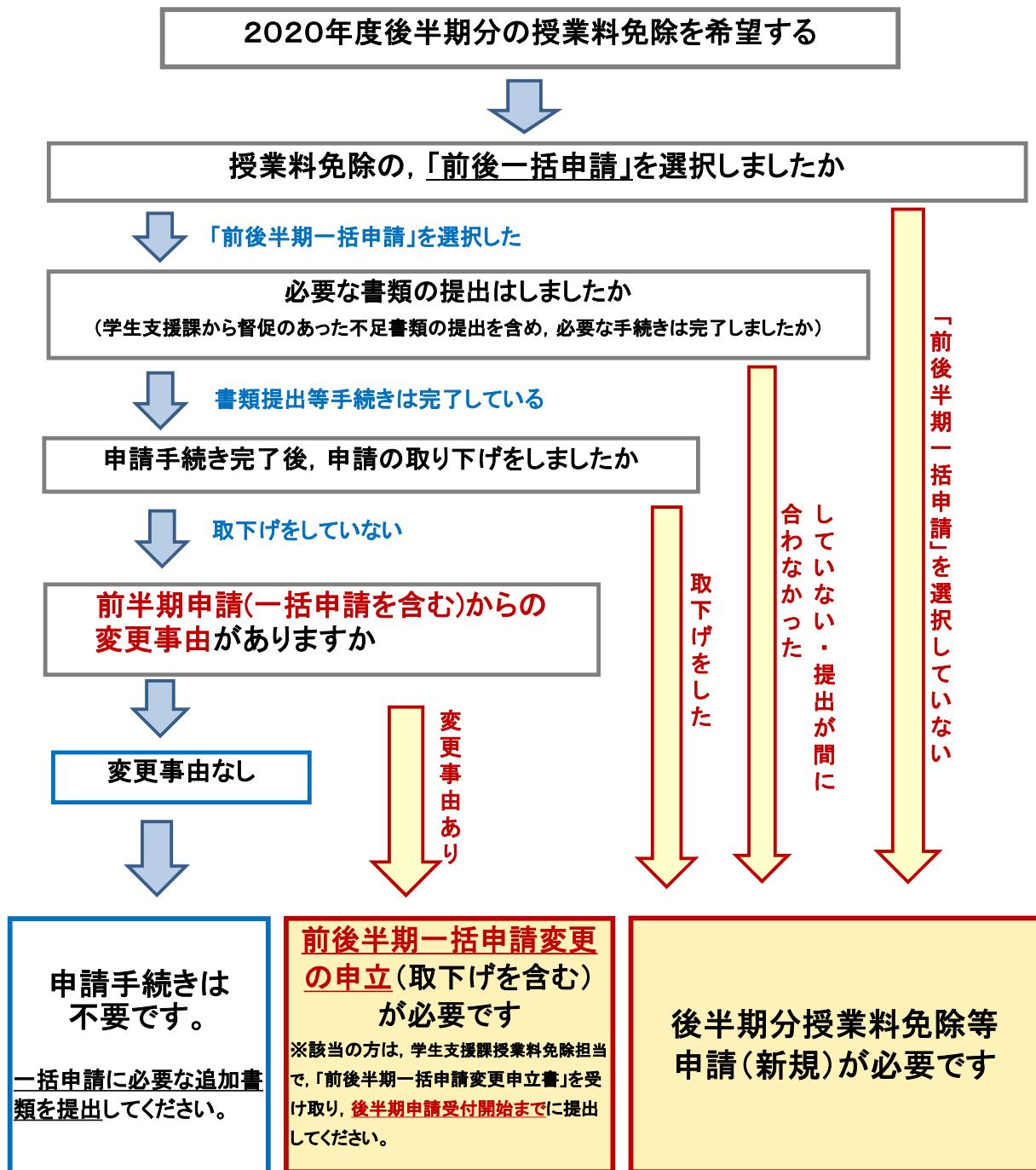
学務部学生支援課 授業料免除担当 7番窓口（一般教育棟A棟2階）086-251-7211

（参考）「高等教育の修学支援新制度」に関する問い合わせ先（平日 8:30-17:00）

学務部学生支援課 6番窓口（一般教育棟A棟2階）086-251-7180

2020年度後半期分授業料免除申請の要否について

申請をする方は、このフロー図を参考にし、前半期の申請状況に応じて、後半期分の授業料免除等の申請に必要な手続きを行ってください。



■ 「前後半期一括申請変更」の申し立てをする場合、変更部分についての様式や証明書類等のみではなく、改めて通常の申請と同様の様式・証明書類等を提出する必要があります。(取下げを除く)

■ 前半期の時点で授業料免除の申請を行っていない方で、後半期分の授業料免除を希望する場合は、新規に申請をする必要があります。